

# 練馬区立練馬東小学校 PTA 規約

# 練馬区立練馬東小学校 PTA 規約

## 第 1 章 総 則

〔名称〕

- 第 1 条 本会は、練馬区立練馬東小学校 PTA と称する。  
本会の事務所の所在地は、「練馬区春日町 1 丁目 3 0 番 1 1 号 練馬区立練馬東小学校」とする。

〔目的〕

- 第 2 条 本会は、次の目的をめざして活動する。
- (1) 保護者・教員相互の協力により、学校・家庭・地域社会における児童の健全育成を図る。
  - (2) 児童を取り巻く教育環境の安全確保・充実等を図る。
  - (3) 時代や社会の変化に即し、会員相互の研修を深め、その親睦を図る。

〔活動方針〕

- 第 3 条 本会は、次の方針のもとに活動する。
- (1) 教育を本旨とする民主団体として活動すること。
  - (2) 特定の政党・宗教に偏ることなく、営利を目的とした如何なる団体をも支持しないこと。
  - (3) 自主独立の立場に立ち、他の団体や権威の支配或いは干渉を受けないこと。
  - (4) 学校の管理運営に関する事項には干渉しないこと。

## 第 2 章 会 員

〔会員〕

- 第 4 条 1 本会を組織する会員は、次のとおりとする。
- (1) 本校に在籍する児童の父母又はこれにかわる者〔以下、保護者という〕
  - (2) 本校に勤務する教員〔以下、教員という〕 \*臨時教員は除く
- 2 本会は、学級 PTA を基礎とし、学級 PTA は各学級の保護者と担任とをもって構成する。

〔会員の義務〕

- 第 5 条 本会の会員は、会費を納めるものとする。

## 第 3 章 会 計

〔会費〕

- 第 6 条 1 本会の会費は、一家庭につき、年会費 2 3 0 0 円とし、一括して集金する。
- 2 本会の会費は、総会において決定される。ただし、事業上、必要に応じて会費のほかに実行委員会決定により、特別会費を徴収することができる。

〔経理〕

- 第7条 1 本会の経費は、会費、その他の収入によって支弁する。  
2 本会の経理は、総会で議決された予算によって運営する。

〔会計年度〕

第8条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

〔決算報告〕

第9条 役員会、各委員会、サークル活動は年度ごとに決算し、決算書は監査を経た後、総会に報告するものとする。

## 第4章 役員

〔役員の設定〕

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名〔保護者〕
- (2) 副会長 4名〔保護者3名 副校長〕
- (3) 書記 4名〔保護者3名 教員1名〕
- (4) 会計 3名〔保護者2名 教員1名〕

〔役員職務〕

第11条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、一切の会務を統括する。総会、実行委員会、役員会、その他必要と認める会の召集を行う。また、実行委員会の議決によって、本会の会務執行上の細則を決めることができる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、あらかじめ指定された副会長が、その職務を代行するものとする。
- (3) 書記は、総会、実行委員会、役員会の通知を発送し、議事を正確に記録する。
- (4) 会計は、本会の経理及び資産の管理をすべて掌る。

〔役員任期〕

第12条 役員任期は次のとおりとする。

- (1) 役員任期は1年とし、留任を妨げない。ただし、最長で4年とする。  
同一役員は最長3年とする。
- (2) 事情のある限りは、関係機関の協議によって変更することができる。

〔役員選出〕

第13条 推薦委員会において、全会員より役員候補者を選出し、総会で選定する。

## 第5章 会計監査

### 〔会計監査の設置〕

第14条 本会に会計監査を置く。

会計監査 2名〔保護者1名 教員1名〕

### 〔会計監査の職務〕

第15条 会計監査は、本会の経理を監査し、必要に応じて随時会計監査を行う。また、会長を経て、その結果を総会に報告する。

### 〔会計監査の選出〕

第16条 推薦委員会において、全会員より会計監査候補者を選出し、総会で選定する。

## 第6章 機関

### 〔会務処理〕

第17条 本会におけるすべての会務の執行にあたっては、会長の同意を得ることとし、会長並びに校長は、必要に応じて諸会合に出席し、意見を述べることができる。

### 〔組織及び機関〕

第18条 本会には、次の組織を置く。構成、任務等については、別途条文を参照するものとする。

- (1) 総会
- (2) 実行委員会
- (3) 役員会
- (4) 各種委員会
- (5) 推薦委員会
- (6) 特別委員会
- (7) 係

### 〔総会〕

第19条 総会は、本会の最高議決機関であり、定期総会と臨時総会とがある。

- 1 定期総会は、毎年2回、定期に開催される。
- 2 臨時総会は、実行委員会が必要と認めたとき、また、会員の5分の1以上の要求があったときに開催される。
- 3 総会は、会長が招集し、議長は副会長とする。
- 4 総会は委任状を含め、会員の過半数の出席をもって成立とする。議事は、出席会員の過半数の賛成で決し、可否同数の場合は、議長が決する。
- 5 書面総会での決議は、原則として、会員の書面による議決権行使により議決するものとする。この場合において、会員数（保護者については児童在籍家庭数）の三分の一以上の議決権行使書の提出があった場合に総会は有効なものとし、議事はその過半数で決する。
- 6 第1回総会は、前年度決算報告、新年度の事業計画及び予算審議、その他重要事項に関する審

議と承認を行う。

7 次の事項は第1回総会で議決する。第1回総会は原則書面決議とする。

- (1) 前年度会計の決算報告
- (2) 当該年度の事業計画
- (3) 当該年度の予算案
- (4) その他、全体の意思確認を必要とする事項

8 次の事項は第2回総会で議決する。

- (1) 会長・役員等の選任
- (2) 当該年度の事業報告及び会計中間報告
- (3) その他、全体の意思確認を必要とする事項

9 次の事項はいずれかの総会で必要に応じて議決する。

- (1) 規約の制定・改正・廃止

10 書面議決権行使書による総会を行う場合には、会員は、会長に対し総会議案に対する質問をすることができる。この場合において会長は速やかにその回答をしなければならない。

#### 〔実行委員会〕

第20条 実行委員会は、役員、学年代表委員〔7名〕、各種委員長、推薦委員長、係及び各委員会に所属する教員1名をもって構成し、その任務は次のとおりとする。

- (1) 各種委員会より立案された事業計画を審議検討し、その実行にあたる。
- (2) 年度予算案を作成する。
- (3) 議案並びに報告書を作成する。
- (4) 必要ある場合、特別委員会を設ける。
- (5) 緊急を要する事項を処理する。

#### 〔役員会〕

第21条 役員会は、役員によって構成される。

- 1 役員会は、必要に応じて、会長が招集する。
- 2 会長は議長として、議事の進行にあたる。
- 3 議事の決定は、出席役員の多数決により決する。但し、可否同数の場合は、議長が決する。
- 4 役員会では、概ね次の事項について協議する。
  - (1) PTA規約の改正等
  - (2) 各種委員会と各学年・学級との調整等
  - (3) PTA室の管理・整備状況の確認
  - (4) 実行委員会・総会提案事項の検討
  - (5) その他、PTAの運営に関する事項
- 5 協議結果は、必要に応じて、実行委員会、総会等に諮るものとする。

#### 〔各種委員会〕

第22条 1 本会の事業を円滑に推進し、その目的を達成するために、次の各種委員会を置く。但し、必要に応じて、会長の指示のもと、特別委員会を置くことができる。

- (1) 学級代表委員会
- (2) 教養厚生委員会

- (3)広報委員会
- (4)校外委員会
- (5)地域安全委員会

2 上記の各種委員会の事業内容等は次のとおりとする。

- (1) 学級代表委員会
  - ・ 各学級代表委員をもって構成し、学年・学級相互の連絡・調整を図る。
  - ・ 学級代表委員会は各学級保護者2名をもって構成する。また、学年相互の連絡を円滑に行う為、学年代表委員1名を選出する。
  - ・ 学級代表委員は学級内の慶弔の連絡をする。
- (2) 教養厚生委員会
  - ・ 会員及び児童の教養・保健体育の向上に寄与する。
  - ・ 教養厚生委員会は各学級保護者1名をもって構成する。
- (3) 広報委員会
  - ・ 広報誌を発行し、学校と家庭、会員相互の連絡及び意見交換に資する。
  - ・ 広報委員会は各学級保護者1名をもって構成する。
- (4) 校外委員会
  - ・ 地区保護者相互の連絡を緊密にし、児童の健全な校外生活の実現に向けて、地域環境の健全化を図り、地区子ども会の充実に努める。
  - ・ 校外委員会は地区班を基盤とし、班の中で選出された正副委員で構成する。
- (5) 地域安全委員会
  - ・ 地域と連携し、児童の安心安全な環境作りと防犯防災の意識の向上に努める。
  - ・ 地域安全委員会は各学級保護者1名をもって構成する。

〔推薦委員会〕

第23条 推薦委員会は、5年生以下の各学級保護者1名、その他学校との連絡調整として教員2名をもって構成し、推薦委員の資格、任期及び任務は次のとおりとする。

- (1) 推薦委員は、役員候補者以外の会員とする。ただし、候補者選出方法によっては、その限りでない。
- (2) 推薦委員の任期は、推薦委員に選出されてから次期役員が承認されるまでの期間とする。
- (3) 推薦委員会委員長として、互選により1名を選出する。
- (4) 役員候補者選出方法については、推薦委員会に一任されるが、その方法に関しては役員会の承認によるものとする。
- (5) 推薦委員会は、総会において、選出された役員候補者の承認を求める。

〔特別委員会〕

第24条 特別委員会は、周年記念行事の運営等、学校の教育活動並びに PTA 活動にかかる特別な事項について協議する必要がある時に、会長が別途活動要項等を示し、招集する。

〔係〕

第25条 係は会長が PTA 活動にかかる必要な事項について別途活動要項等を示し、招集する。

[サークル活動]

第26条 各種のスポーツ及び文化活動を通し、他校との交流を含め、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

- (1) バレーボール部
- (2) 卓球部
- (3) ソフトボール部
- (4) コーラス部

2 サークル活動の活動内容は、以下の通りとする。ただし、活動の詳細については、各サークル活動から会員に周知するものとする。

- (1) バレーボール部は、体育館において、バレーボールを行う。
- (2) 卓球部は、体育館において、卓球を行う。
- (3) ソフトボール部は、校庭において、ソフトボールを行う。

3 上記のサークル活動に責任者を置くものとし、その他の組織については各サークルに一任する。

4 上記以外のサークル活動の設置については、会員の希望があれば、活動者数、活動場所、活動内容等、必要事項を各サークルと協議の上、役員会、実行委員会、会長の承認を受ければ、設置できるものとする。

5 サークル活動の活動者数が、活動を進めていく上で十分でない場合は、サークル活動の判断で休部することができる。ただし、役員会、実行委員会に報告し、会長の承認を受けるものとする。なお、活動を再開する場合は、上記4の手順を踏んだ後に、再開できることとする。

## 附 則

第27条 本規約の改正は、総会において出席会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

第28条 本規約は、昭和45年3月15日より実施する。

第29条 本規約は、平成17年3月15日に改正し、翌3月16日より実施する。

第30条 本規約は、平成19年3月14日に改正し、当日より実施する。

第31条 本規約は、平成22年3月15日に改正し、翌3月16日より実施する。

第32条 本規約は、平成22年6月2日に改正し、当日より実施する。

第33条 本規約は、平成23年3月14日に改正し、当日より実施する。

第34条 本規約は、平成24年3月12日に改正し、当日より実施する。

第35条 本規約は、平成24年6月7日に改正し、当日より実施する。

第36条 本規約は、平成28年3月10日に改正し、当日より実施する。

第37条 本規約は、平成28年6月18日に改正し、当日より実施する。

第38条 本規約は、平成29年3月14日に改正し、当日より実施する。

## 内規：練馬区立練馬東小学校PTA慶弔規定

第1条 練馬東小学校PTA規約第22条第2項の趣旨により、慶弔の内規を定める。

第2条 この内規の適用は、次のとおりとする。

- (1) 児童の保護者死亡の場合は、金5000円を供える。
- (2) 児童死亡の場合は、金5000円を供える。
- (3) 教職員及び配偶者、教員子息及び両親死亡の場合は、金5000円を供える。
- (4) 教員及び児童疾病のため10日以上入院又は1ヶ月以上病欠の場合は、お見舞いとして金2000円程度の金品を呈する。
- (5) 教員の転出、退職、結婚、出産の場合は、金3000円を進呈する。

第3条 特別の場合は協議〔実行委員会〕によって定める。

第4条 事情の変化により、この内規を改正する必要があるときは、協議〔総会〕により変更することができる。

第5条 この内規は、平成2年3月8日より実施する。